

5 小友小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月版

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるいじめの定義やいじめはいつでもどこでも起こりどの児童も被害者と加害者になり得るといった危険性をはらんでいることを踏まえ、全職員が「いじめは絶対に許さない」という認識の下、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対応」に係る研修を重ね、いじめがなく安心して生活できる学校の実現を組織的・計画的にめざしていくものとする。

[いじめ防止対策委員]

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学級担任、道徳主任、特別活動主任、養護教諭、など教職員全員による組織とする。

[いじめの防止]

- ・分かる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ・道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方及び人権に関する教育を行う。
- ・チャイムが鳴ったら着席する習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底を図る。
- ・いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っているいと実感できる機会をすべての児童に提供し自尊心と自己有用感を育む。
- ・情報モラル教育を推進しネット上のいじめ防止を図る。

[早期発見]

- ①以下について5W1Hやささいな変化や表情、つぶやきなどをメモし、教職員がいつでも情報交換できるようにする。
 - ・授業中における参加態度、発言の有無や内容や他の児童の反応について。(学担・TT)
 - ・養護教諭による保健室への来室状況について。(養護教諭)
 - ・授業時間以外の児童の人間関係について。(全職員)
- ②年3回の校内生活アンケートを実施して、個々の学校生活状況やいじめの有無の把握を把握する。必要に応じて個人面談を行う。
- ③月に1度の職員会議や週1回の打ち合わせにおいて児童についての情報交換を行う。

[いじめに対する措置]

- いじめの事実が確認されたり、気づきがあった場合には、学級担任や生徒指導主事が中心となり**情報を収集**する。
- 被害児童や加害児童、見聞きした児童、関係職員等から詳細な情報を聴取し**事実確認**する。
- いじめがあったことが確認された場合はいじめ防止対策委員を招集し、**情報を共有**するとともに措置について**共通理解**を図ったり**対応策を検討**したりする。特定の教職員で抱え込まず速やかに**組織的に対応**し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を守るとともに、具体的な支援案を示す。いじめを行った児童に対して**事実関係を確認**し、「いじめ行為は絶対許さない」という毅然とした態度で指導するが、人格の成長を旨とし適切な指導を行う。また、きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。いじめを見ていた児童に対しても自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- 被害児童、加害児童**双方の保護者**には**確認した事実を正確に伝え**再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に**説明し、共通理解**を図る。

[保護者や地域との連携]

- 連絡帳や電話連絡を通して保護者からの情報を得る。
- PTA組織や学校運営協議会等を活用し地域での児童の状況を把握する。
- 集団登校や下校での児童の様子を見守り隊の方から随時教えていただく。

[関係諸機関との連携]

- 警察や相談機関の連携を図るための窓口を設け、必要に応じて情報を得るようにする。
- 医療機関や福祉機関からの支援を得るための窓口として特別支援教育コーディネーターを配置する。